

「地方主権型社会に向けた市町村支援プラン」(概要版)

I プラン策定の目的

地方分権改革や市町村合併の進ちよくを踏まえ、地方行政の中心となる市町村が自らの責任と判断によるまちづくりを一層進めていくことを支援するため、今後の県の市町村支援の方向性を明らかにするとともに、主要な支援策及び推進体制を総合的に取りまとめたもの。

II 県の市町村支援のあり方

市町村重視の県政を推進し、市町村と県の施策の相乗効果を生み出していくために、市町村とのよりきめ細やかな連携を強化し、市町村との対等・協力関係に基づく新しいパートナーシップの下、市町村が地域の実情に応じた自己決定・自己責任によるまちづくりを進めていけるよう、市町村支援の取組を推進する。

III 地方主権型社会に向けた支援・協力体制の強化

1 市町村とのパートナーシップの強化

○市町村との意見交換・情報共有の充実

各圏域ごとの政策調整会議の開催や管内市町村長を訪問しての意見交換の実施など、県内各地域において地方振興事務所(栗原, 登米圏域にあつては、地方振興事務所地域事務所。以下同じ。)が中心となつて市町村と県との間の意見交換・情報共有の充実を図り、市町村とのパートナーシップを強化する。

○地方振興事務所を中心とした地域課題の発掘と課題解決に向けた取組の実施

地方振興事務所を中心に地域の施策調整を行うとともに、地域の多様な課題を発掘し、市町村と連携して課題解決に向けた取組を行う。

○各事業における市町村と県の協働体制の確立

市町村と県が協働して事業を展開することにより、各地域の行政課題の迅速かつ効率的な解決を図ることができるよう、市町村と県の協働体制を確立する。

2 市町村に対する業務運営への支援・人的支援

○地方機関による業務運営への支援

県の各地方機関による、市町村と連携した行政課題の解決や市町村からの要望に基づく必要な業務支援を実施する。

○市町村職員の専門能力を高める人的支援

実務研修の実施、市町村の要望に応じた県職員の派遣、相互の人事交流、市町村職員の実務研修受入れ等を実施する。

○税務行政執行体制の整備への支援

市町村の財政基盤を強化し、自主・自立に向けた市町村税務執行体制の充実を図るため、徴収支援担当職員の派遣や実務支援等を実施する。

IV 自主的・自立的なまちづくりのための権限移譲の推進

市町村が自らの責任と判断で地域づくりができるよう「宮城県権限移譲推進要綱」を策定し、より一層の権限移譲を推進する。

1 基本的な考え方

市町村と県の適切な役割分担の下、広域的な調整を必要とする事務など引き続き県が担うことが期待される事務以外の事務については、市町村に移譲することを原則とする。

2 権限移譲の方式

1の考え方に立ち移譲対象事務を選定し、協議の上、具体的な移譲事務を決定する。事務が密接に関連する事務について事務分野別の包括的な移譲を推進するほか、既に市町村に移譲実績のある事務等を重点移譲事務と位置づけ、積極的に移譲を推進する。

3 県の支援措置

権限移譲に当たり、事務処理に必要な経費を交付金として交付するほか、人的支援措置として職員の派遣を行うなど必要な支援を行う。

V 市町村振興総合補助金制度の充実

市町村自ら必要な事業を選択し、個性的・重点的な事業が推進できるよう、平成17年度に創設した市町村総合補助金制度について、構成メニューの見直し等、制度の充実を図る。

VI 市町村合併への支援

1 合併市町への支援

「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）の下、合併した市町に対し、新市町建設計画に基づく県事業の着実な推進を図るとともに、人的支援（県職員派遣、研修派遣受入れ）及び業務支援（事務移管支援等）を実施する。

2 「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）に基づく市町村合併の推進

合併新法に基づき作成した「宮城県市町村合併推進構想」に示す考え方に立ち、引き続き自主的な市町村合併の支援（市町村合併の気運醸成や情報提供、合併協議会等への支援等）を行う。

VII 推進体制

1 「宮城県市町村支援本部」の設置

知事を本部長とし、本プランに基づく市町村との連携、支援策等を全庁的に推進する。

2 「宮城県市町村支援本部地方支部」の設置

各圏域に地方支部を設け、地域に密着した市町村支援を実施する。

3 「市町村支援・合併相談コーナー」の設置

市町村支援・市町村合併に関する相談窓口を、各地方振興事務所及び総務部市町村課に設置する。